

(別紙)

構成対比表（当事者の主張）

		本件登録意匠の構成態様		被告意匠の構成態様		原告旧商品意匠の構成態様	
		被告の主張	原告の主張	被告の主張	原告の主張	被告の主張	原告の主張
基本的構成態様	A	本体と、吐水口を有する吐水口部分と、環状の連結レールと、トレイから構成されている。		本体と、吐水口を有する吐水口部分と、環状の連結レールと、トレイから構成されている。		本体と、吐水口を有する吐水口部分と、環状の連結レールと、トレイから構成されている。	
	B	トレイ内から水を吸い上げて、吸い上げた水を吐水口から流し、流れた水は環状の連結レールを伝ってトレイ内に流れ落ちるように構成されている。		トレイ内から水を吸い上げて、吸い上げた水を吐水口から流し、流れた水は環状の連結レールを伝ってトレイ内に流れ落ちるように構成されている。		トレイ内から水を吸い上げて、吸い上げた水を吐水口から流し、流れた水は環状の連結レールを伝ってトレイ内に流れ落ちるように構成されている。	
	C	トレイ内に円弧仕切り壁を形成し、その内側の中央に回転器を配置することにより楕円環状のプール部が形成されている。 なお、回転器の薬味を入れる部分の形状は、半楕円形状である。円状仕切り壁の先に存在する本体差込部は、長方形形状の蓋付き部材の中央に差込穴が形成された形状である。トレイの先端側が丸みを帯びていることは、認める。	トレイの先端側が丸みを帯びている。トレイのポンプ側に弧状仕切り壁が設けられている。トレイ内に楕円状の回転器が設けられている。	トレイ内に円弧仕切り壁を形成し、その内側の中央に回転器を配置することにより楕円環状のプール部が形成されている。 なお、回転器の薬味を入れる部分の形状は、中央に仕切りのある楕円形状である。円状仕切り壁の先に存在する本体差込部は、円筒形状である。	トレイの先端側が丸みを帯びている。トレイのポンプ側に弧状仕切り壁が設けられている。トレイ内に楕円状の回転器が設けられている。	トレイ内は長方形形状の容器で形成されている。 なお、トレイの先端側が角形であること、トレイ内に回転器が存在しないことは認める。	トレイの先端側が角形である。トレイのポンプ側に弧状仕切り壁が設けられていない。トレイ内に回転器が存在しない。
具体的構成態様	D	吐水口部分が複数の竹を模した部品で形成されており、吐水口は縦列配置され、かつ、異なる方向を向いた2つの吐水口によって形成されている。		吐水口部分が水車を有する4つの連山から形成されており、吐水口はほぼ中央の山の頂部に設けられ、吐水口から流れた水は赤い水車を回すように形成されている。		吐水口部分が複数の竹を模した部品で形成されており、吐水口は縦列配置され、かつ、異なる方向を向いた2つの吐水口によって形成されている。	
	E	吐水口部分が配置された水受け部分の形状が平面視四角状に形成されている。		吐水口部分が配置された水受け部分の形状が平面視円形状に形成されている。		吐水口部分が配置された水受け部分の形状が平面視四角状に形成されている。	
	F	トレイの底面視がD字状に形成されている。		トレイの底面視が楕円形状に形成されている。		トレイの底面視が長方形形状に形成されている。	
	G	連結レールとトレイと回転器の色彩が異なる。		連結レールとトレイと回転器の色彩は同色である。		連結レールとトレイと回転器はすべて同色で形成されている。	
	H	本体に設けられた電池ボックスの形状は、左側面視において3つの山状に形成され、右側面視において平面に形成されている。		本体に設けられた電池ボックスの形状は、左側面視も右側面視も2つの山状に形成されている。		本体に設けられた電池ボックスの形状は、左側面視において3つの山状に形成され、右側面視において平面に形成されている。	